

# 基本構想

## 1 計画策定にあたって

名寄市は、平成 18 年3月に旧風連町・旧名寄市の新設合併により誕生しました。

平成 19 年3月には、最初の総合計画として「新名寄市総合計画(第1次)」を策定し、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」の実現を目指してまちづくりを進めてきてきました。

また、地方自治法が改正される中、平成 22 年4月には、市民主体のまちづくりの実現を目的として施行した「名寄市自治基本条例」において、行政運営の基本的な考え方として総合計画の策定を義務付けています。

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、経済の停滞、自然災害に対する市民意識の高揚、広域連携や地方創生の推進など社会情勢も含めて大きく変化してきています。

こうした時代の変化に的確に対応していくため、本市が目指すべき、新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と行政が連携し、力を合わせながら、まちづくりを進めていくための行動指針となる、名寄市総合計画(第2次)を策定します。

本計画の策定にあたっては、市のホームページや広報誌による情報公開はもとより、市民で構成する策定審議会の設置及び公募委員の参加、市民アンケートや市民ワークショップ、タウンミーティングの開催などを通じて市民参加の機会を設け、広く市民の声を取り入れながら計画づくりを行いました。

本計画は市政運営における最上位計画であり、市政全般にわたる総合的な振興・発展を目的とするものでありますが、人口減少の加速化がさらに危惧される状況にあることから、平成 27 年度に人口減少対策を主眼とし、特に取り組むべき施策をまとめた「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられる施策を包含し、本計画においても、重点的に取組を進めます。

## 2 計画の構成と期間

名寄市総合計画(第2次)は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、計画の期間を平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とします。

### 「基本構想」

社会経済情勢の動向を展望しながら、長期的な視点で本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定め、その目標の実現に向けた基本的な方針を示します。

また、基本構想は基本計画及び実施計画の基礎となるべきものであることから、計画の期間を平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とします。

### 「基本計画」

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定めるとともに、基本構想に掲げる各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示します。

さらに、人口減少や少子高齢化などへ対応するために、重点的な施策展開を図る観点から、計画期間中に重点的に取り組む施策を設定します。

なお、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示し、行政課題への的確な対応と市長公約をより明確に反映させるため、計画期間は市長任期と連動した、4年間とします。

名寄市総合計画(第2次)における計画期間は、前期基本計画を2年間(平成 29 年度～30 年度)、中期及び後期基本計画を各4年間(中期:平成 31 年度～34 年度、後期:平成 35 年度～38 年度)とし、それぞれ計画期間において、施策の進捗状況を総合的に点検し評価を行います。

### 「実施計画」

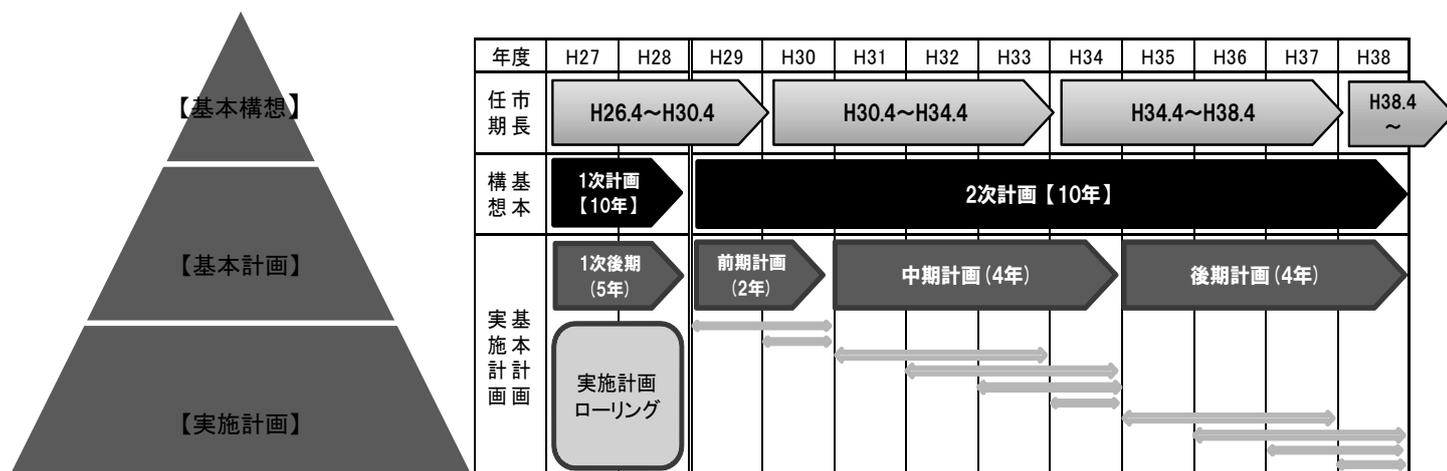
基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業を定め、短期間で必要な見直しを行ないます。

実施計画は、搭載した事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進行管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化や行政評価の結果などを踏まえ、総合計画実施計画ローリングを毎年度実施し、基本計画期間中の事務事業の必要に応じた見直しにより、計画の実効性を高めることを目指します。

なお、計画期間は基本計画と同様とします。

【計画の構成】

【計画期間】



## 3 時代の潮流

### (1)人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は平成 20(2008)年から本格的な人口減少社会に転じたといわれています。

また、平成 27(2015)年に高齢者人口が過去最高となり、高齢化率は今後、長期にわたって上昇することが見込まれています。

年少人口及び生産年齢人口はともに減少傾向にあり、労働力や消費の減少による地域経済の縮小が予想されるとともに、老年人口の増加による、医療や介護などの社会保障負担の増大など、地域社会の活力低下が懸念されます。

### (2)安全安心への意識の高まり

全国各地で地震や大雨などによる大規模災害が多発し、地域の防災・減災体制など、安全安心に対する危機意識が急速に高まっています。

また、犯罪の凶悪化や悪質商法による被害の増加、食品の安全性、国境を越えた感染症の発生、身近な医療・年金・福祉制度に対する不安も増大しています。

こうした様々な社会不安が増大する中、安全安心な生活環境の確保、防災・減災体制の強化をはじめとする危機管理体制や社会保障制度の整備・充実など、あらゆる分野で安全安心の視点を取り入れた地域社会づくりを進める必要があります。

### (3)自然環境の保全・循環型社会の構築

地球温暖化の進行は、異常気象や生態系の崩壊などを引き起こし、将来の人類や環境に危機的な影響を与える可能性があると言われ、地球規模での環境問題が深刻化しています。

また、自然環境の減少や水質汚濁などの身近な環境問題の発生を背景に、人々の環境に対する意識もさらに高まっています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄など従来の経済活動や生活様式を見直し、省資源・省エネルギー化、リサイクルの推進など環境負荷の少ない持続可能な社会づくりの視点を取り入れ、次世代に良好な環境を引き継ぐための取組が必要です。

### (4)情報化社会への対応

近年、ICT(情報通信技術)の発達によって、遠く離れた場所でも大量の情報を瞬時にやり取りすることが可能となるなど、情報通信ネットワークは、国民生活の利便性向上や国際競争力の強化に不可欠なものとなっています。

その技術進歩は著しく、スマートフォンやタブレット端末の登場、ソーシャルメディアの普及など、全世界が双方向の情報通信ネットワークによって結ばれ、あらゆる分野で容易に情報を収集し、

発信することが可能となっています。

情報通信は、今後の社会発展をリードする重要な要素の一つであるとともに、大都市との格差解消の観点からも、ICT(情報通信技術)を有効に活かしていくことが求められることから、情報通信基盤の充実や高度情報化に対応できる人材の育成と同時に、情報セキュリティ対策や個人情報保護対策の徹底など、情報管理への適切な対応もより一層重要となります。

### **(5)地域産業・経済の低迷**

地域産業・経済の状況は、人口や資本の都市集中、人口減少や少子高齢化に伴う購買力の低下、担い手の不足など、労働力不足を背景に、多くの分野で深刻な状況が続いています。

農林業においては、国際競争力が問われている中で、担い手や後継者の不足、農地や森林の荒廃が深刻化するとともに、商工業においても、人口減少による購買力の低下が商店街の衰退や企業の撤退などにつながり、地域の活力低下が大きな課題となっています。

このため、今後のまちづくりにおいては、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、担い手の育成確保、基幹産業の振興をはじめ、地域の特性を活かした産業を展開するなど、地域に活力が生まれるような対策が求められます。

### **(6)コミュニティの重要性の高まり**

限界集落の増加や地域のつながりが希薄化するなど、全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。少子高齢化が急速に進行する中で、身近な地域における高齢者・障がい者の見守り、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策の必要性が高まっているほか、自主的な防災活動や避難支援活動等におけるコミュニティの役割の重要性が一層注目されており、あらゆる分野の地域課題を解決する基礎として、また、まちづくりの一つの主体として、コミュニティ機能の強化・活性化が求められます。

### **(7)厳しさを増す行財政運営**

国の経済状況は、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調が続いていますが、消費を中心とした内需に力強さを欠くなど一部に弱さを抱えており、また、世界の経済情勢をみると、平成27(2015)年から続いている新興国・資源国経済の脆弱性などのリスクに加え、平成28年6月に英国の国民投票でEU離脱が支持されたことによって、世界経済の先行き不透明感がさらに高まっています。また、財政状況は、公債依存度が高く、国と地方を合わせた長期債務残高が対GDP比で200%を超えるなど、極めて深刻な状況となっています。社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化するため、引き続き、経済・財政一体改革を断行することとしており、地方においても、行財政運営全般にわたる改革の推進が求められています。

## 4 名寄市の概況

### 「位置・地勢」

本市は、北緯 44 度、東経 142 度、北・北海道の長流天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東は雄武町と下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町と接しています。その市域は、東西に約 29km、南北に約 34.5km の四角形に近い形となっており、535.20km<sup>2</sup> の行政面積を有しています。

道路は南北に国道 40 号、東側に国道 239 号が通り、また鉄道は南北に宗谷本線が走っており、古くから交通の要衝として幅広い生活圏域を形成した本市は、道北圏の中核都市として発展してきました。

気候は、日本海気象の影響を受ける内陸部に属していることから寒暖の差が激しく、夏冬の温度差は 60℃にも及び、夏季は昼夜の温度差が大きく、冬季は寒気が厳しく降雪量も多い気象条件を有しています。

### 「沿革」

風連地域は、明治 32 年、旧村名「多寄村」の名称のもとに剣淵村外 3 村戸長役場の管轄に入ったことにはじまり、風連村を経て昭和 28 年の町制施行で風連町になりました。

名寄地域は、明治 33 年、山形県東田川郡東栄村(藤島町を経て鶴岡市)の有志により曙地区に開拓の鍬が下ろされて以来、上名寄村、名寄町を経て、昭和 29 年に旧智恵文村と合併後、昭和 31 年に北海道内 21 番目の市として市制を施行しています。

こうした中で、古くから地理的・人的つながりの深かった両市町は、人的・財政的基盤を強化する必要の高まりを背景に、平成 16 年 3 月に「法定合併協議会」を設置し、様々な事務事業の擦り合せとともに住民説明会を重ね、平成 18 年 3 月 27 日に新設合併し新「名寄市」が誕生しました。

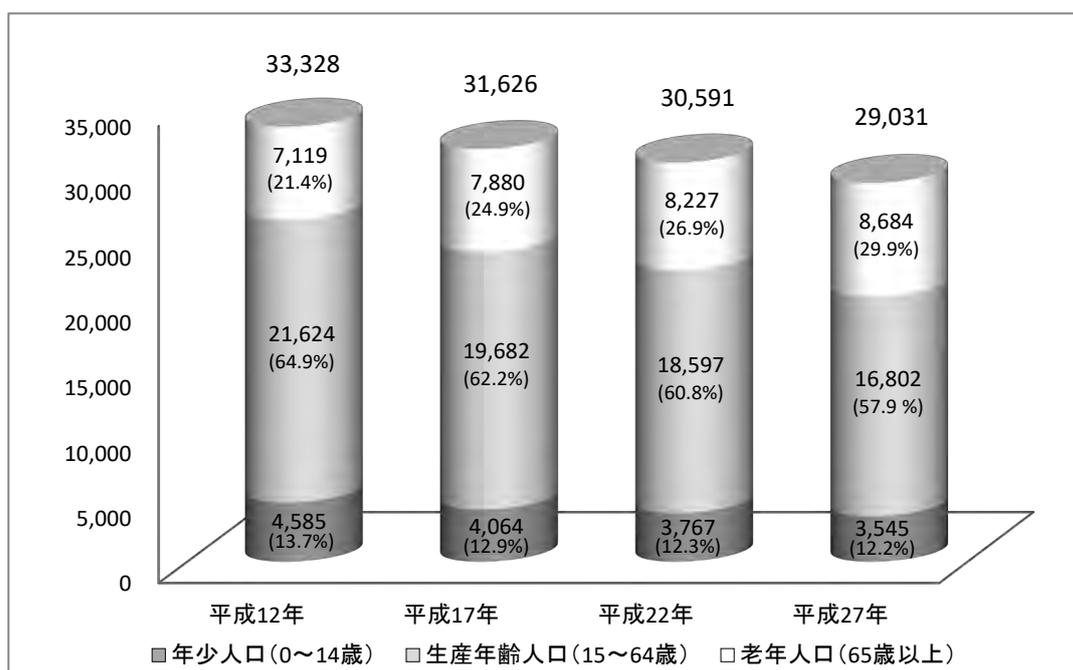


## 「人口・世帯」

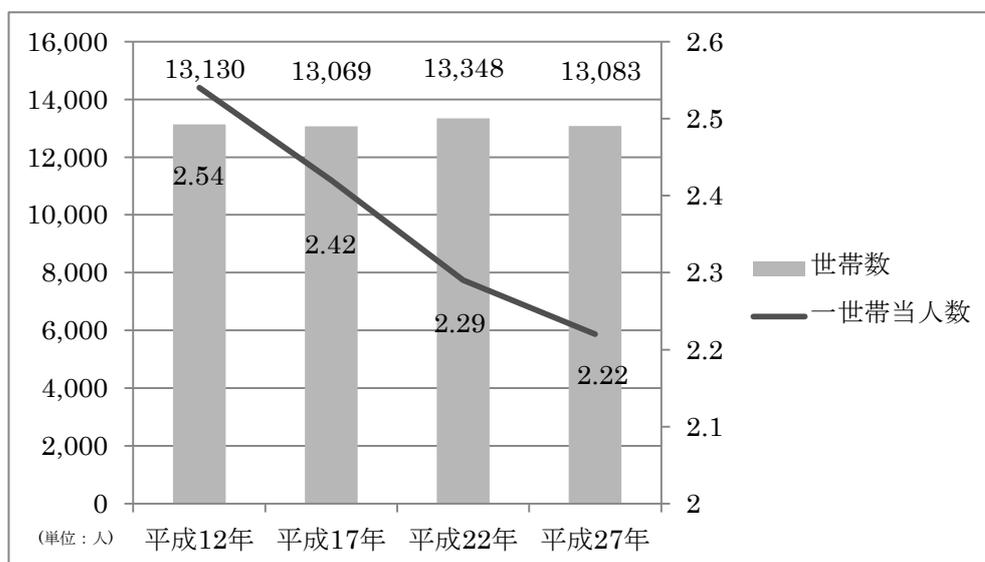
総人口は、減少傾向で推移していますが、世帯数には大きな変動はありません。しかし、一世帯当人数が減少していることから、核家族世帯や単独世帯が増加していることが推測されます。

経年変化を平成 22(2010)年から 27(2015)年の間でみると、年少人口の割合に大きな変化は見られませんが、生産年齢人口の割合が 60.8%から 57.9%へ減少しているのに対し、老年人口の割合は 26.9%から 29.9%へ増加しており、本市においては人口減少及び高齢化が進行しています。

人口の推移



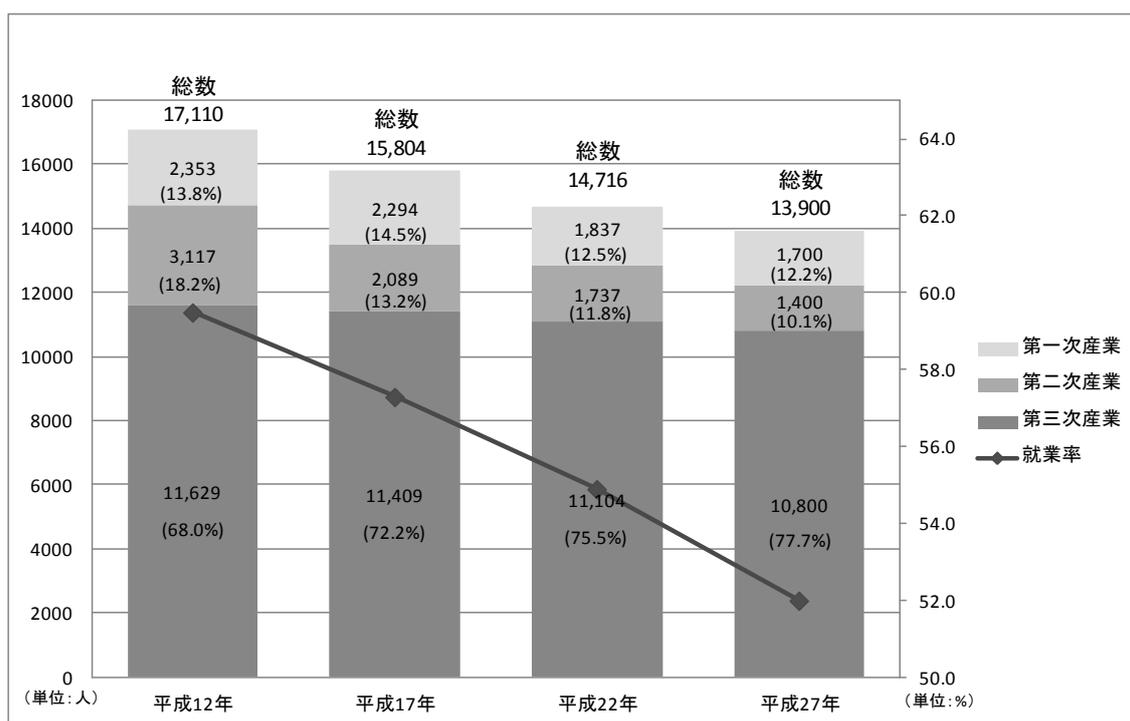
世帯数及び一世帯当人数の推移



## 「産業別人口」

産業別人口をみると、就業者数、就業率ともに大幅に減少しています。平成 27 年の就業人口総数に対する割合は第一次産業 12.2%、第二次産業 10.1%、第三次産業が 77.7%となっており、経年変化では総体就業率は第一次・第二次産業が減少し、第三次産業が増加しています。

産業別人口の推移



## 5 名寄市のまちづくりの課題

平成 18 年 3 月 27 日に旧風連町・旧名寄市の新設合併により、新「名寄市」が誕生しました。平成 19 年 3 月に多くの市民との協働のもとに策定した「新名寄市総合計画(第1次)」(計画期間 平成 19 年度から 28 年度)を基軸とし、まちづくりを進めてきました。

「新名寄市総合計画(第1次)」では、「協働」、「健康」、「生活」、「活力」、「人づくり」の5つの基本理念を踏まえ、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」を目指すべきまちの将来像として設定し、「市民と行政との協働によるまちづくり」、「安心して健やかに暮らせるまちづくり」、「自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり」、「想像力と活力に溢れたまちづくり」、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」の5つを基本目標として、総合的かつ計画的な施策展開を図ってきました。

また、計画の進行管理においては、名寄市総合計画推進市民委員会による実施計画(ローリ

ング)の検証や施策及び事務事業に係る行政評価などを通じ、市民参加のもとに進めてきたほか、名寄市総合計画(第2次)の策定においては、市民で構成する名寄市総合計画策定審議会において議論をいただき、人口減少や少子高齢化が進む中で、地域コミュニティや土地利用のあり方などの課題、多様化する市民ニーズへの対応の必要性、今まで以上に公民連携、政策間・地域間連携を強化していかなければならないことなど、今後のまちづくりの「課題」が見えてきました。

### **(1) 市民と行政との連携・協力によるまちづくり**

「新名寄市総合計画(第1次)」では、市民と行政との「協働」をまちづくりの目標とし、市民参加による市民の主体性を尊重したまちづくりを促進するため、まちづくりの基本理念を示す「名寄市自治基本条例」を制定し、本市の最高規範として推進してきました。さらには、市政へ市民意見を反映させるための具体的手法として、パブリック・コメント手続を条例化するなど市民参加に努めてきました。

地域自治区の創設については、法定組織としての制約や地域負担の増加が懸念されるなど、組織化への課題が多く、創設は時期早尚であることから、単位町内会では解決できない課題や広い範囲で連携しコミュニティを活性化するための組織として、小学校区を基本とした地域連絡協議会が組織され活動が推進されてきました。また、地域コミュニティの基礎となる町内会に対しても、継続して支援を図るとともに連携・協力を進めてきました。

現状として、市政参加のための制度や仕組みが十分に浸透していないことや、地域連絡協議会の役割が明確になっていないなどの課題がある一方、地域課題に対応できる組織として、地域連絡協議会の役割には期待も寄せられています。

社会情勢の急速な変化に伴い価値観が多様化する中、これからのまちづくりを進めるうえでは、行政の迅速で効果的な対応が必要であるとともに、行政情報の発信と共有を図り、市民や多様な主体の参画による、市民主体のまちづくりを促進していくことが重要であることから、「名寄市自治基本条例」の理念を浸透させる取組、さらには行政情報の発信手法の工夫などを行い、市民参加によるまちづくりを推進する必要があります。

また、市民と行政、さらには多様な主体が、担うべき役割と責任を自覚し、地域コミュニティなどを核とした相互に補完し合う連携・協力によるまちづくりを進めるとともに、地域連絡協議会の役割の明確化や支援制度の検討を行い、地域課題解決に向けた組織として成熟させていくことが必要です。

### **(2) 保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり**

「新名寄市総合計画(第1次)」では、各種検診(健診)の対象年齢の拡大など市民の健康づくりを推進するとともに、精神科病棟の改築やヘリポート、救命救急センターの設置など市立総合病院の医療機能の充実を図るほか、乳幼児医療給付の拡大や地域子育て支援センター「ひ

まわりらんど」の設置をはじめとする子育て支援を推進しました。

また、ノーマライゼーション理念の啓発や相談支援体制の強化、地域生活支援体制の充実など、障がい者福祉の向上を図るとともに、高齢者介護のサービス基盤の整備、認知症高齢者支援対策の推進などの施策を実施してきました。

人口減少や少子高齢化が進展する中で、今後、認知症高齢者の増加や、障がい者の高齢化と重度化、さらには幼児教育や保育の質の確保など、医療・介護・保育・障がい福祉の各分野において様々なサービスのニーズが拡大していきませんが、それらを担う人材の確保も大きな課題となっています。

今後ますます多様化する福祉ニーズを的確に把握し「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現のためには、こども・高齢者・障がい者など、すべての市民が互いに支え合い、権利を尊重し合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域づくりを進めていくことが不可欠です。

そのためには、「保健・医療・福祉」各分野のさらなる充実と、有機的かつ総合的な連携が必要になります。

### **(3) 安全安心で暮らしやすい居住環境づくり**

「新名寄市総合計画(第1次)」では、快適で安全安心なまちづくりを目標とし、自然と環境にやさしい安全で快適な生活環境構築に向け取り組んできました。家庭生活の営みや事業活動によって発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に適正に処理する必要があることから、廃棄物処理施設の計画的な整備は必要不可欠となります。このため広域による一般最終処分場整備を進めており、さらに、今後炭化センターの次期施設や衛生センターの整備などについても検討する必要があります。

空家等対策では人口減少や少子高齢化の進行により、利活用の目途が無い空家や、特に適正管理がされていない空家が年々増加傾向にあるため、市では「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」に基づく名寄市空家等対策協議会を設置し、適正管理に向けた啓発や空家バンクによる利活用促進など、名寄市空家等対策計画を策定し総合的な空家等対策を推進しています。

また、生活道路の舗装率の向上などの生活基盤整備や、住宅困窮者・高齢者などの居住環境を確保するため、公営住宅の建て替えや公園の整備などの事業を実施しました。しかし、国などの各種補助制度の補助金が要望額どおりとならないこともあり、一部の事業においては計画どおりの進捗とならなかったものの、市民生活に直結する公営住宅の建て替えや浄水施設の更新、配水管網整備、老朽管更新については概ね順調に事業を行うことができました。

中心市街地では、住宅地や商業地などの未利用地が増加しているとともに、暮らしを支える道路や上下水道施設の老朽化、地域公共交通のあり方など、既存インフラの長寿命化、適正な事業投資が課題となっています。引き続き人口減少や少子高齢化に対応した地域のにぎわいや、環境に配慮したまちづくりを進めるために、地域の実情に合った計画的な整備を進めるこ

とはもとより、既存インフラの長寿命化計画に基づき、計画的で効率的な運用や町内会とも連携を図りながら協働による各種施設の維持管理体制を構築することが必要となっています。

さらに冬期間の交通の安全安心を確保するため、除排雪体制のあり方について市民との連携・協力を進めるとともに、除排雪機械の更新についても、計画的に実施していく必要があります。

#### **(4) 地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり**

これまで創造力と活力にあふれる産業の振興に向けて、収益性の高い農業生産や農畜産物のブランド化に取り組むとともに、魅力ある商店街づくりや体験型・滞在型観光などによる交流人口拡大に取り組んできました。

農業においては、アスパラガスやもち米のブランド化、薬用作物の栽培など、新たな技術・作物の取組を推進するとともに、南瓜選果施設の整備など品質の維持・向上により産地としての信頼の確保と生産基盤の整備に取り組んできました。また、新規就農者の育成・確保に取り組む毎年一定数は確保されている状況ですが、後継者不足による離農や高齢化に伴う労働力不足により、アスパラガスなど主要作物の生産が減少傾向にあり、生産体制の効率化や多様な労働力確保に向けた取組が求められています。

林業においては、木材の価格低迷を背景として民有林の造林意欲が低迷する中、森林の保全を図りながら水源かん養や災害防止などの多面的機能を保つためにも造林事業に対する補助や施業集約化を進める必要があります。

商工業においては、この間中心市街地のにぎわい、商店街の活性化を促すため、JR風連駅前では風連本町地区の再開発、またJR名寄駅横においては駅前交流プラザ「よろーな」の整備を進めるとともに、情報発信、交流人口の拡大のため「道の駅なよろ」の整備など商工観光の各施策の基盤となる施設整備を行ってきました。また、それら施設を活用したにぎわいづくりの事業や商工観光施策も実施してきましたが、より活性化を図るためには各施策の熟度をさらに高めていくとともに人材や新たな産業を育成していく必要があります。

地域経済の活性化と雇用の創出による、にぎわいのあるまちを創るためには、農林業と商工業が連携し、豊かな自然環境や地域特性を活かし新たな価値の創造による産業の振興が必要です。そのためには、次世代を担う人材の育成・確保に取り組むとともに、安定的な生産基盤の確立と収益性や付加価値の向上に向けた支援に取り組む必要があります。また、国内・外との経済的な交流拡大に向けて、観光資源の発掘や商品開発及び地場産品の販路拡大に取り組む必要があります。

#### **(5) 個性ある教育・文化・スポーツの環境づくり**

心身ともにたくましく、創造力あふれる人材の育成には、「生きる力」を育てる教育の推進が必要となっており、この間、教育改善プロジェクトの取組を通じた確かな学力の向上や豊かな心、健

## 総論

やかな体を育てる教育の充実に努めてきました。引き続き、教育改善プロジェクトの取組を中心として、望ましい勤労観を育てるキャリア教育や国際理解教育、情報活用能力を育成する情報教育など、社会の変化に対応する力を育てる教育の充実に努めていく必要があります。

また、名寄市立大学においては、保健福祉学部の再編強化を行い、新たに社会保育学科を保健福祉学部内に設置しました。このことにより、子どもから高齢者まで、ケアのあり方を幅広く研究できる学科構成となり、地域が抱えている少子高齢化などの問題に教育・研究などを通して、幅広く取り組める環境が整いました。また、平成30年からの学生数増などに対応するため、新棟の建設など新たな施設整備を進めています。今後は、老朽化した既存施設の改修が、財源対策も含め大きな課題となっています。

個性と魅力あふれる人材の育成には、生涯にわたって自発的に学習できる環境づくりが必要であることから、市民文化センター「EN-RAYホール」を整備するなど、生涯学習活動の場づくりに努めてきました。今後もこのホールを「文化・芸術の拠点」として位置づけ、利用しやすく効率的な運営体制を構築するなど、文化芸術活動の一層の振興を図っていくことが求められています。併せて、伝統芸能の後継者不足が深刻な状況にあること、また地域文化に接する機会が減少していることから、芸能活動の担い手である団体・グループの自主的な活動に対して支援するとともに、地域の歴史や文化財の継承に向け、各種展示会や出版物を通じた普及啓発に努めていく必要があります。

また、「市民皆スポーツ」を目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、健康の維持増進ができるようスポーツ施設の充実に努めるとともに、冬季スポーツ大会の開催や合宿の誘致、ジュニアの育成強化による冬季スポーツの拠点化を進め、スポーツ合宿の受け入れなど交流人口の拡大を図っていく必要があります。



### 1 基本理念

#### **「人づくり」**

まちづくりの原動力は人であり、まちは市民に支えられて成り立つものであることから、まちづくりの原点は人づくりといえます。故郷への誇りと愛着を育み、また、生涯を通して学び、スポーツ・文化に親しめる環境をつくり、市民一人ひとりが地域や社会の担い手として、力を発揮することができるまちをつくりま

#### **「暮らしづくり」**

まちづくりの基礎は暮らしであり、まちは日々の人々の暮らしで成り立つものであることから、まちづくりの根幹は暮らしづくりといえます。市民と行政が協働し、また、安全で安心して暮らすことのできる環境をつくり、市民一人ひとりが安心して安らぎのある持続可能な暮らしができるまちをつくりま

#### **「元気づくり」**

まちづくりの活力は元気であり、まちは健康や資源といった地域の元気によって発展していくものであることから、まちづくりの源は元気づくりといえます。生涯健康で生き活きと輝き、また、地域特性を活かした資源の発掘・利用ができる環境をつくり、市民一人ひとりがまちの魅力を認識し、まち全体が元気にあふれた、希望のあるまちをつくりま

## 2 将来像

自然の恵みと財産を活かし  
 みんなでつくり育む  
 未来を拓く北の<sup>まち</sup>都市・名寄

豊かな自然と先人により培われた歴史・文化を尊重し、  
 市民と行政との協働により、故郷への誇りと愛着を育むとともに、  
 新たな時代の中で、  
 人や地域との絆を強め、  
 これからも誰もが住み続けたいと思える  
 北の未来を拓く<sup>まち</sup>都市を目指します。

## ※文言説明

「財産」⇒ 先人により培われた歴史・文化や病院・大学などの都市基盤など

「みんなでつくり」⇒ 市民と行政との協働、近隣・交流自治体や民間団体含めた連携などにより、みんなでつくる

「育む」⇒ 故郷への誇りや愛着、みんなでつくりあげたものを育む

「未来を拓く<sup>まち</sup>都市」⇒ 道北圏の中核都市として、地域を支えけん引していく決意

「新たな時代の中で」⇒ 少子高齢化や人口減少、行財政状況など現実的な課題をソフトに表現

「人や地域との絆」⇒ 市民と行政との協働、さらには近隣・交流自治体や民間団体を含めた連携による絆

「誰もが住み続けたい」⇒ 持続可能なまちづくり・総合戦略の基礎となるキーワード

### 3 大切にしたいまちづくりの基本となる考え方

将来像の実現に向けて、様々な施策、事業を展開する必要がありますが、それらを実施するにあたり、市民、行政がそれぞれの取組において、特に、大切にしたいまちづくりの基本となる考え方を示します。

#### (1)冬に強く雪や寒さを活かした「利雪親雪」のまちづくりに向けた考え方

本市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす豊かな恵みと自然にあふれる四季が明瞭なまちです。また、夏と冬の寒暖差は60度にも及び、北国ならではの積雪寒冷の風土を有しています。この冬の環境を厳しいものにとらえるのではなく、冬の自然環境を活かし、冬の生活を楽しむ様々な工夫が先人から現在まで受け継がれています。

「名寄の冬を楽しく暮らす条例」は、冬における雪や寒さを活かし、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものとするを目的に制定され、市民と行政との協働により「利雪親雪」のまちづくりが推進されています。

1年の約1/4の期間を占める名寄の冬を、生き活きと豊かに過ごすためには、市民と行政が「利雪親雪」の意識を共有しながら、互いの連携・協力を通じ、冬を楽しく暮らす環境づくりに心掛け、日々の暮らしや文化・スポーツ、経済など、市民一人ひとりが様々な場面で実践していくことが重要です。

意識啓発をはじめとし、家庭での取組やイベントなどの活動を通じて、「利雪親雪」の理念、取組をさらに広げ、未来へと継承しながら、名寄らしい冬を楽しむまちづくりを推進します。

#### (2)市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方

本市では、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示す「名寄市自治基本条例」を制定し、市民と行政との情報共有や市民参加などを通じた協働のまちづくりを進めています。

まちづくりの主役は市民です。このことを市民、地域、団体などすべての方が自覚し、市民と行政との協働によるまちづくりにそれぞれが主体的に関わることが重要であるとともに、市民ニーズの多様化、人口減少や少子高齢化の進展などにより、行政課題が複雑化する中、地域コミュニティの役割は益々大きくなっています。

本計画策定における市民対話の場でも、市民がともに手を携えて、相互に補完することの必要性が求められていることから、市民の地域コミュニティへの積極的な参加のもと、地域課題への対応や総合計画をはじめ、市全体の活動への市民参画が重要です。

市民主体のまちづくりを推進し、市民の地域コミュニティへの積極的な参加や連携・協力を促すことにより、より良い地域、住み良いまちづくりを進めます。

### **(3) 都市づくりの基礎となる土地利用の考え方**

本市では、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、将来の都市のあるべき姿やまちの将来像を示す「名寄市都市計画マスタープラン」を策定しています。また、市街地では都市計画区域内に住居、商業、工業など、郊外地域では農業振興地域内に農用地、農業用施設用地などの用途地域を定めて、無秩序な市街地の拡大抑制や優良な農地の保全に努めています。

土地は、市民生活や産業経済活動などの共通の基盤であり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深い関わりを持っています。今後のまちづくりは、人口の急激な減少と少子高齢化や、地域経済及び市の財政面の課題などに対して、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティ化を進めていくことが重要です。

医療・福祉施設、商業施設や住居などのまとまった立地と、公共交通の活用により生活利便施設などへのアクセス向上を図るなど、福祉や交通なども含めてまち全体の構造や機能がよりコンパクトとなるように、自然環境の保全と計画的な都市構造の配置、快適で安全性の高い生活空間の形成を基本に適正な規制・誘導を行います。

### **(4) 住み続けたいと思える持続可能なまちづくりの考え方**

本市では、これまで市民の多様なニーズの把握に心掛け、行政運営に努めてまいりましたが、人口減少や少子高齢化が進行する中、国においても、財政状況が極めて深刻な状況となっており、経済・財政一体改革を断行することとしています。本市においても、長期的な財政の見通しとしては、地方交付税へ依存する体制に変わりはなく、自立的な財政運営とは言えない状況にあります。これらを踏まえ、継続して安定した行政運営を堅持していくため、行財政改革を進めています。

市民が、このまちに誇りと愛着を持てるよう、市民とともに将来展望を持ち、基礎自治体として、限られた財産を有効に活用し、効果的な行政運営を計画的に行っていくことが重要です。

市民ニーズの把握に努めたうえで、選択と集中の考えや、公民連携事業等の検討を進めるとともに、道北地域の中核都市として、地域をけん引し、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に対応できる、持続可能なまちづくりを進めます。

### 4 基本目標

#### (1)基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、故郷への誇りと愛着が育まれるまちづくりに努めていきます。

また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有を図るとともに、人権尊重、男女共同参画の推進を図ります。

さらに、行財政改革を推進し、行政運営の見直しを行うとともに、ICTを活用した市民サービスの向上に努め、持続可能なまちづくりのため、効果的・効率的な行政運営を進めます。

##### ①市民主体のまちづくりの推進

市民と行政、さらには市民相互の協働によるまちづくりを推進するため、名寄市自治基本条例の理念を尊重し、町内会をはじめとした多様な団体や市民と連携・協力したまちづくりを推進するとともに必要な支援を行います。

また、行政情報の積極的な提供と共有化を図り、市民や地域コミュニティなどの主体的な市政への参加を促します。

##### ②人権尊重と男女共同参画社会の形成

男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性や能力が発揮できる地域社会をつくり上げるため、名寄市男女共同参画推進条例を着実に推進します。

##### ③情報化の推進

各種情報システムを安定的に運用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を進めていくため、情報システム機器の計画的な更新と情報システムのクラウド化を進め、さらなるシステムの安定稼働とコスト削減を目指します。

また、情報資産を確実に保護するため、堅牢なセキュリティシステムの構築や機能の強化・徹底を図ります。

##### ④交流活動の推進

国内の姉妹都市・交流自治体やふるさと会をはじめとする各地域、団体と様々な分野で互いの地域資源を活かした交流活動を展開し、人と人の交流を基本とした魅力あるまちづくりを進めます。

また、市民の国際交流活動の支援や国際感覚を持つ人材の育成など、異文化交流を通じた地域の活性化を図ります。

移住促進による地域コミュニティの維持と活性化を図るため、多様化する移住希望者のニーズを把握し、近隣自治体、民間との連携による積極的な情報発信に努め、柔軟な受入体制の整備を進めます。

##### ⑤広域行政の推進

定住自立圏構想に基づく、北・北海道中央圏域の中心市として、広域的な視点で地域振興発展のため、リーダーシップを発揮するとともに、二次医療圏における唯一の総合病院を有する自治体として、関係市町村との連携を強めます。

また、交流自治体とのさらなる連携・協力を推進します。